

環境省の災害廃棄物対策について (前回の指摘事項への対応)

1. 「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」について
2. 災害廃棄物に係る研修等の整理
3. 災害廃棄物と危険物との混合物の発生ポテンシャルについて

1. 「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」について

【制度の概要】

- 環境省から全国の地方公共団体に対し、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する職員の推薦を依頼。地方公共団体の推薦を受けた職員を「災害廃棄物処理支援員」として名簿に登録。
- 災害発生時には被災地方公共団体の要請により「災害廃棄物処理支援員」を派遣。
- 災害廃棄物処理支援員による活動内容
 - ・災害廃棄物処理の方針にかかる助言・調整等
 - ・災害廃棄物処理の個別課題の対応にかかる助言・調整等
- 災害廃棄物処理支援員への研修・訓練

【スケジュール】

8月18日：人材バンク制度の周知（事務連絡）

9月10日：人材バンクの推薦依頼（事務連絡）

12月18日～2月1日：スキル研修（オンデマンド方式）

「対象者：災害廃棄物処理支援員、地方公共団体職員、D.Waste-Net」

1月26日：マネジメント研修（Web開催）

「対象者：災害廃棄物処理支援員」

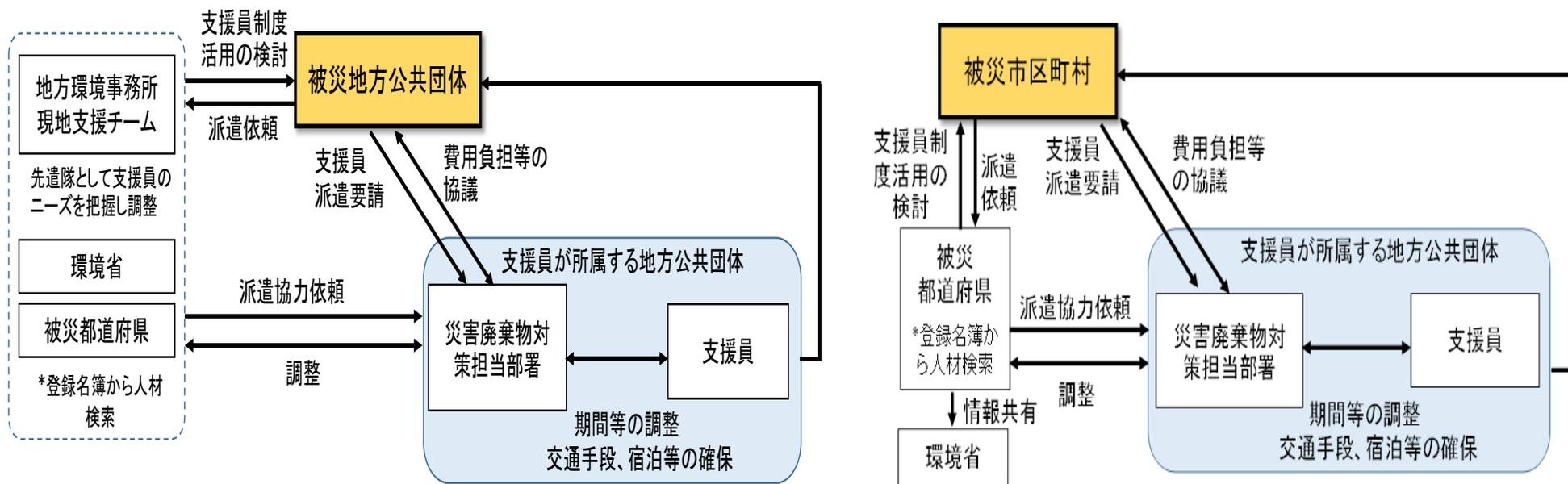
※12月28日時点：登録者223名



地方公共団体職員による
災害廃棄物処理の支援の様子
（写真提供：東京都）

1. 「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」活用の流れ

- 被災地方公共団体からの要請を基本に、環境省現地支援チームが災害廃棄物処理支援員の派遣の必要性について、被災地方公共団体と検討。都道府県、環境省において、災害廃棄物処理支援員のマッチング。
- 都道府県が、その所管地域内の被災市区町村と災害廃棄物処理支援員の派遣の調整を行うことも可能。



「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」の登録状況（1/6）

表1：支援員の都道府県・市町村等の登録人数（人）

※令和2年12月28日時点

分類	登録人数	自治体数
都道府県	61	29
市町村等	162	87
合計	223	116

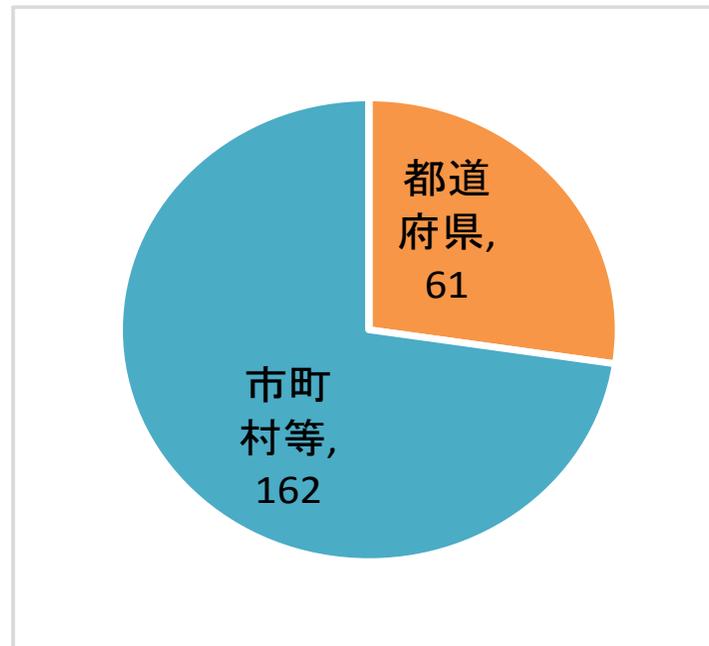


図1-1：支援員の都道府県・市町村等の割合（人）

「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」の登録状況（2/6）

※令和2年12月28日時点

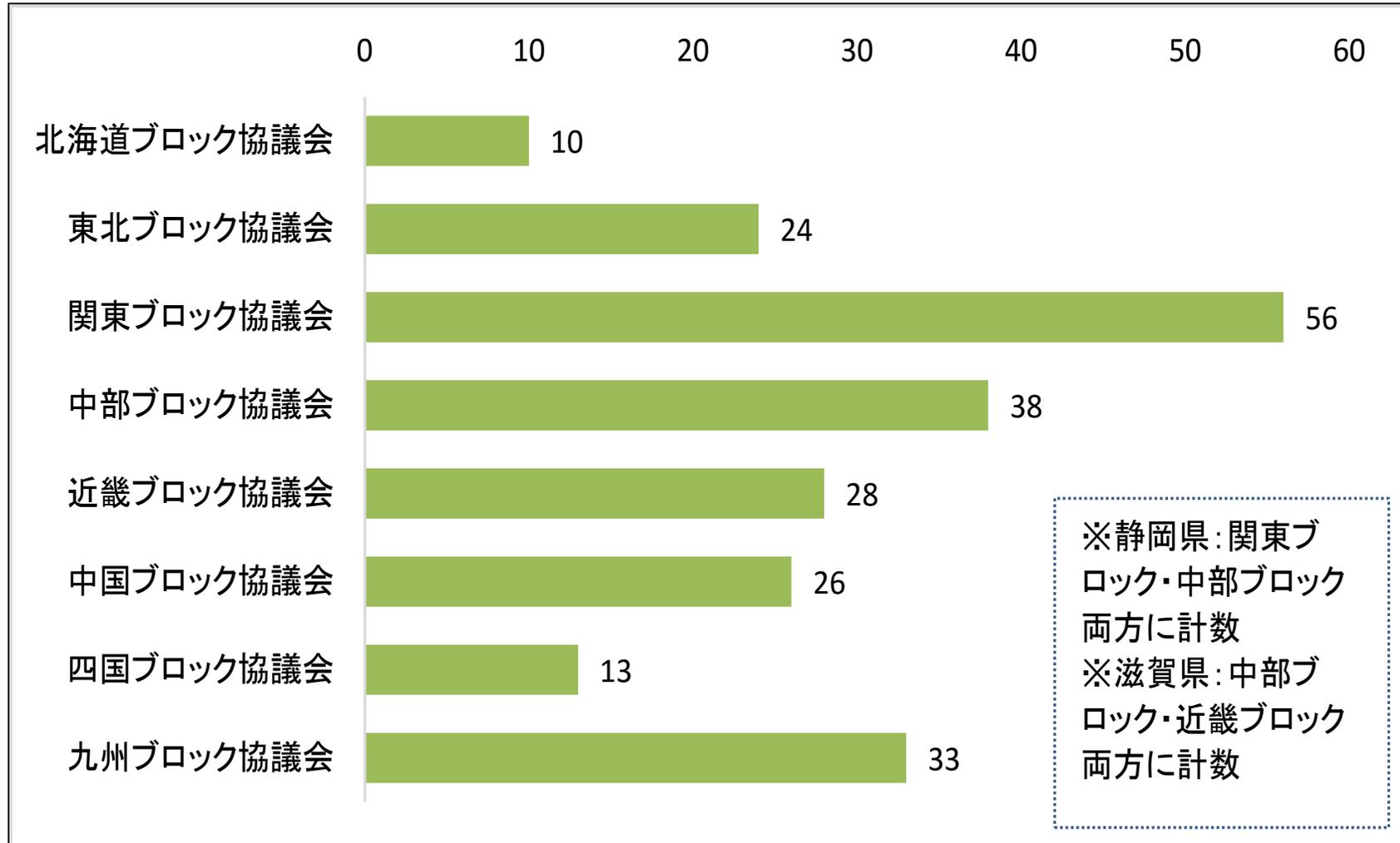


図1-2：各地域ブロック協議会における支援員数（人）

「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」の登録状況（3/6）

※令和2年12月28日時点

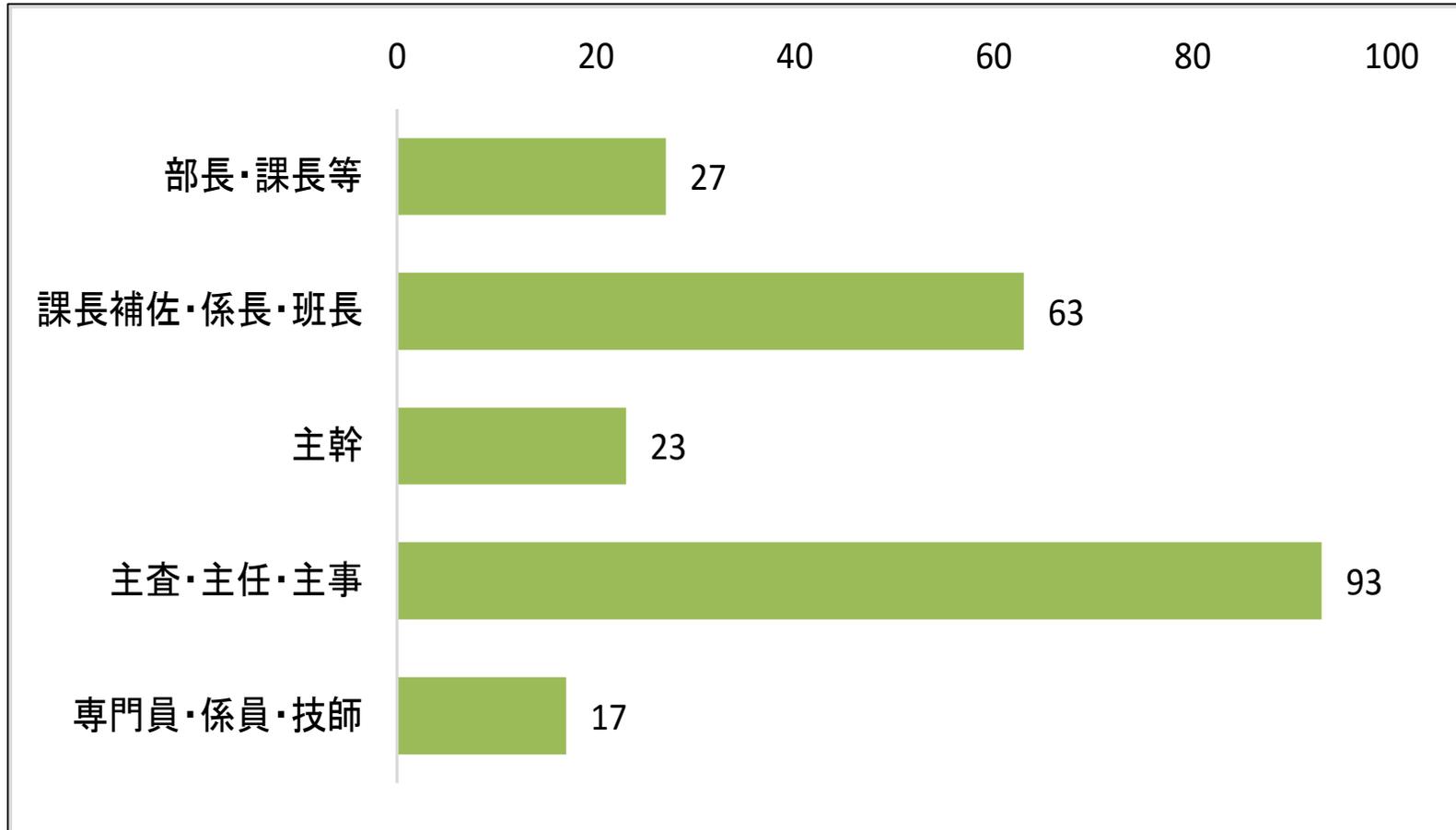


図1-3：支援員における役職別の人数（人）

「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」の登録状況（4/6）

表 2：支援員の被災経験について（人）

※令和2年12月28日時点

被災経験「あり」	148
被災経験「なし」	75
合 計	223

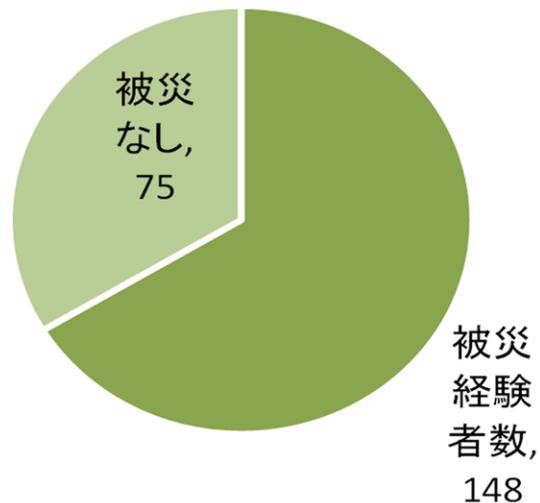


図 2：被災経験のある支援員の割合（人）

「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」の登録状況（5/6）

※令和2年12月28日時点

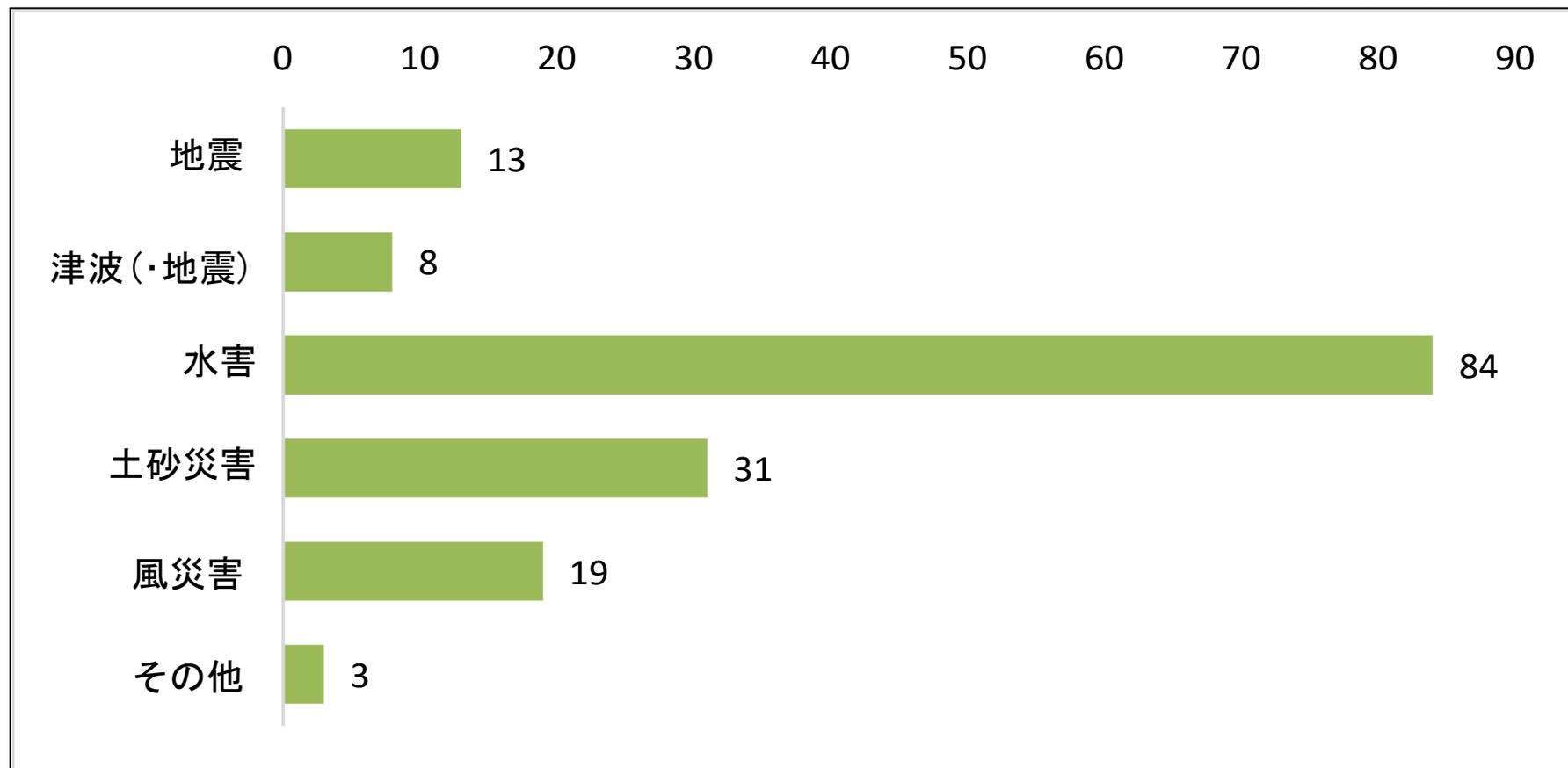


図3：被災経験のある支援員における災害の種類別人数（人）※複数選択可

「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」の登録状況（6/6）

※令和2年12月28日時点

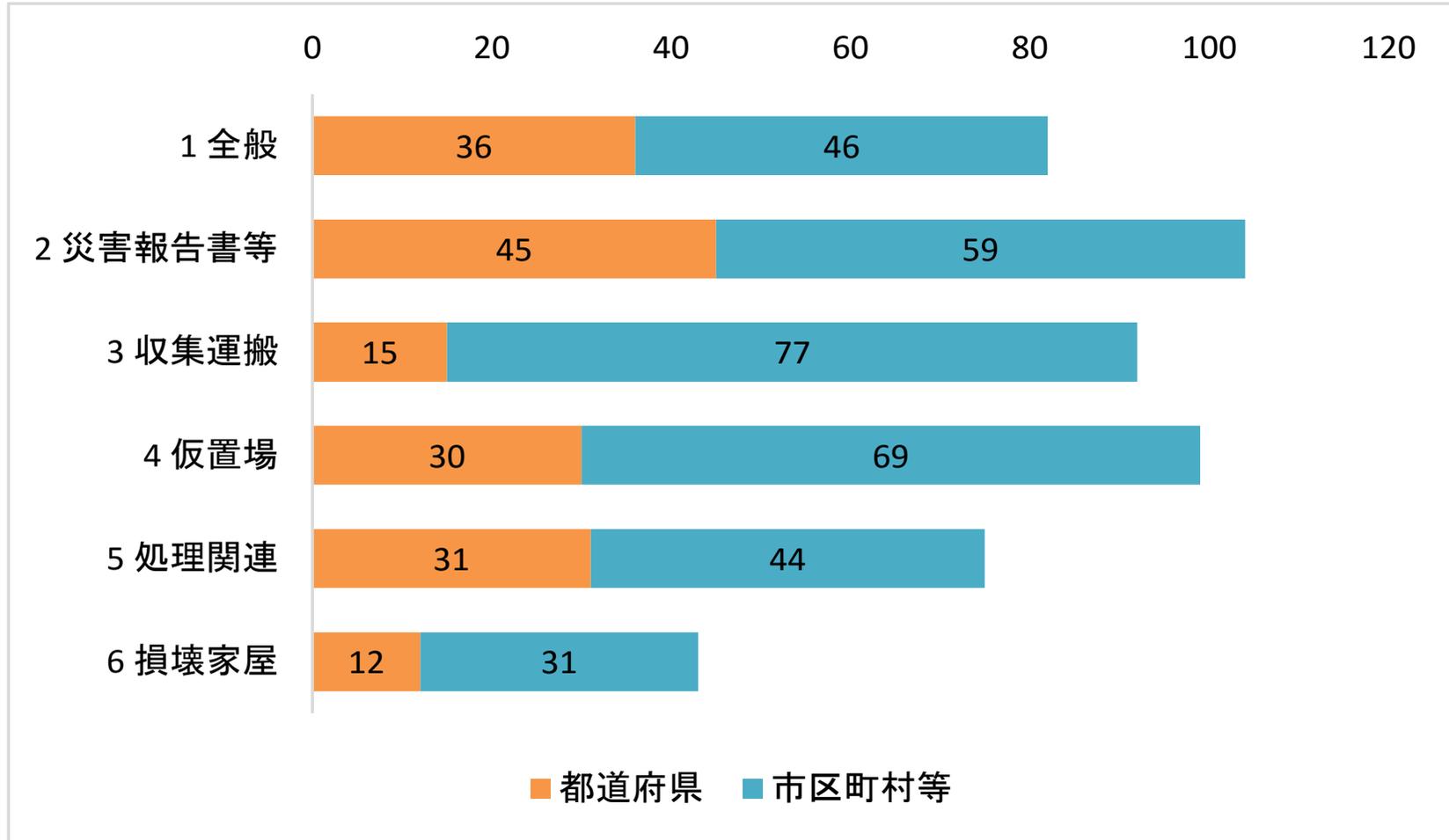


図4：支援が可能な各分野における支援員の人数（人）※複数選択可

2. 災害廃棄物に係る研修等の整理

自治体等の人材育成を促進するため実施している、最近の研修の実施状況と対象者を整理した。

実施者 \ 対象	自治体職員 (被災側)	自治体職員 (支援側)	環境省職員 (支援側)	
本省(環境省、 他省庁)	災害廃棄物対策指針		オペレーション マニュアル	
	初動対応の手引き (文書、及び紹介動画)			
	シンポジウム(年1回)		省内勉強会	
	廃棄物・リサイクル基礎研修			
		人材バンク研修		
	防災スペシャリスト養成研修 (内閣府等)	災害マネジメント総括支援員等 研修(総務省)		
地方環境事務所	ワークショップ・セミナー等		地方環境事務所 担当者会議等	
	各種訓練・図上演習			
都道府県	各県主催の研修・ ワークショップ等			
その他	日環センター主催廃棄物行政 担当者研修			
	ガイドライン等	研修等		

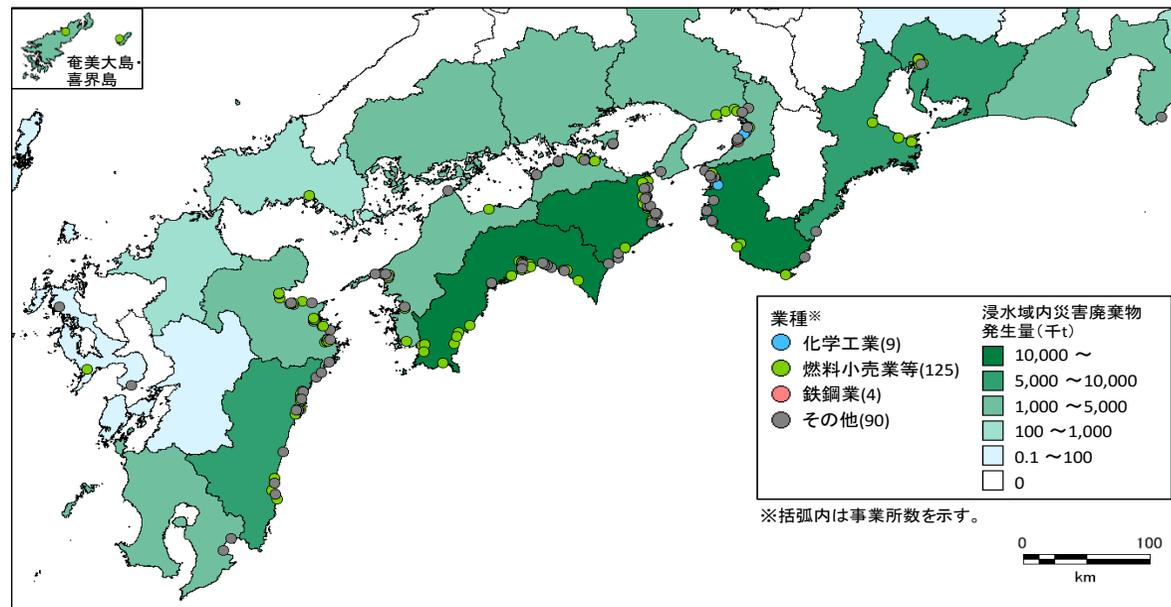
3. 災害廃棄物と危険物との混合物の発生ポテンシャルについて

【概要】

- 南海トラフ地震のような災害では、津波による浸水被害が想定される。
- 浸水被害による災害廃棄物の量だけではなく、有害物質と災害廃棄物の混合物が発生する可能性があるため、その基礎的な情報を収集した。（業務報告書については環境省HPに掲載。 <http://kouikishori.env.go.jp/strengthening_measures/hazardous_substance/>）

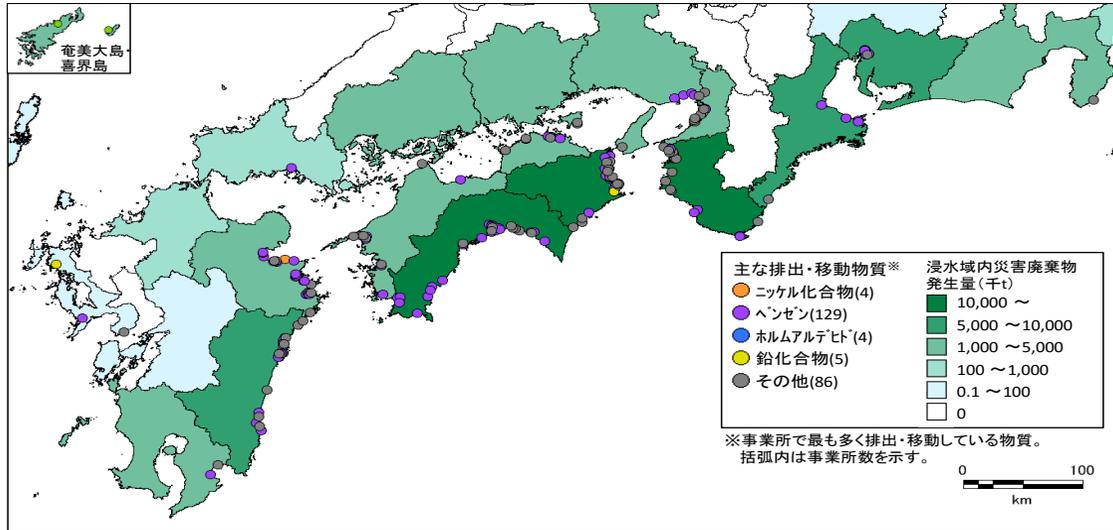
【手法】

- 平成29年度PRTRデータ（排出・移動量）を使用し、全国のPRTR届出事業所の住所の位置情報と、南海トラフ巨大地震のハザード情報を重ね合わせ事業所の被災リスクを評価。
- 対象は化学物質管理促進法の特定第1種指定化学物質とした。
（ただし、常温で気体の物質は除外。）



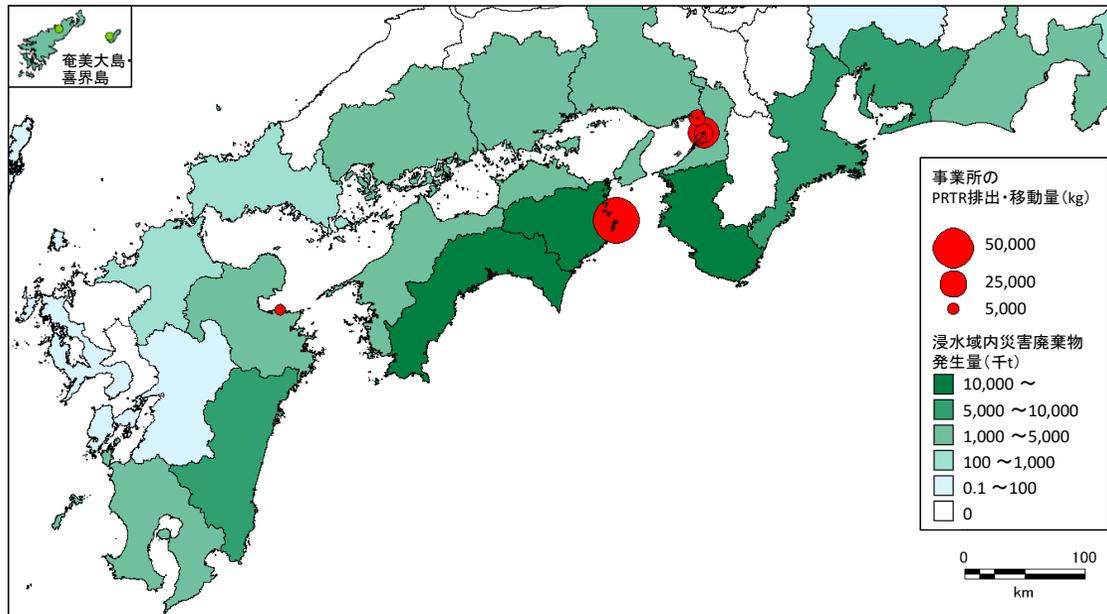
業種別では燃料小売業等が最も多く228事業所中125事業所となっている。

事業所位置図（業種別）



事業所位置図（物質別）

最も多く排出・移動している物質がベンゼンである事業所が129事業所となっている。



事業所位置図（排出・移動量別）

移動・排出量が5,000kg以上の事業所は7事業所となっている。